

議案第18号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

平成26年2月19日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中第30号を削り、第31号を第30号とし、第32号を第31号とし、第33号を削り、第34号を第32号とし、第35号から第53号までを2号ずつ繰り上げ、これらの号の次に次の1号を加える。

52	地域包括ケア推進会議委員	日額	7,000円
----	--------------	----	--------

別表中第54号を第53号とし、第55号から第61号までを1号ずつ繰り上げ、これらの号の次に次の1号を加える。

61	子ども発達総合支援施設運営あり 方等検討委員会委員	日額	7,000円
----	------------------------------	----	--------

別表中第127号を第129号とし、第99号から第126号までを2号ずつ繰り下げ、これらの号の前に次の1号を加える。

100	スポーツ推進計画策定委員会委員	日額	7,000円
-----	-----------------	----	--------

別表中第98号を第99号とし、第80号から第97号までを1号ずつ繰り下げ、第79号の次に次の1号を加える。

80	路上喫煙禁止対策審議会委員	日額	7,000円
----	---------------	----	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中第52号、第61号及び第100号を加える規定については、平成26年4月1日から施行する。